

成年後見制度

市民後見人を養成します

成年後見制度とは

認知症や知的障がいなどで判断能力が十分でない成年の方のために、家庭裁判所で選任された後見人等が本人に代わり介護サービスの利用契約や預貯金の管理を行うことで、本人の権利や財産を守る制度です。

近年、配偶者・子などの親族よりも弁護士・司法書士などの専門職が第三者後見人として選任されることが多くなっています。今後、少子化や高齢者の単身世帯の増加などにより、第三者後見人の必要性が一層高まることが予想されます。

市民後見人とは

親族でも専門職でもない一市民としての立場から住民の支援を行う、新たな地域福祉の担い手として活躍が期待されています。

市民後見人の「あるべき姿」

- ・ 成年後見制度に深い理解のある方
- ・ 後見業務に必要な知識や技量、高い倫理観のある方
- ・ 後見業務が職業やボランティアではないことを認識し、社会貢献としての支援ができる方

市民後見人を養成する研修会を開催します

市民後見人になるためには、特別な資格や経験は必要ありませんが、「市民後見人養成研修」を受講する必要があります。

日時 2月3日(火)～6日(金)、19日(木)～20日(金) (全6回の受講が必要)

午前9時～午後5時
会場 総合保健センターほか

対象 25歳以上の市民で市民後見人として活動する意思があり、左記の事前説明会に参加した方

※ これまでに後見人を解任された者や破産者を除く。

事前説明会

日時 1月20日(火) 午後1時半～

※ 受付は午後1時から
会場 総合保健センター

定員 70人(申込順)
申込方法 1月15日(木)までに、住所・氏名・生年月日・電話番号を明記し、はがき、FAXまたは持参で

〒040-1866 (住所不要)
高齢福祉課へ。

※ 電話での申込みは不可。

お問合せ 高齢福祉課

☎21・3081 ☎26・5936

外国人登録証明書の切替申請

外国人登録証明書は、期限までに特別永住者証明書または在留カードに切り替える必要があります。

■特別永住者（特別永住者証明書に切替）

16歳未満	16歳の誕生日まで	
16歳以上	次回確認（切替）申請期間が、2015年7月8日までに到来する方	2015年7月8日まで
	上記以外の方	次回確認（切替）申請期間の始期である誕生日まで

申請先・お問合せ 戸籍住民課 ☎21-3173

※ 支所では受付しません。

■中長期在留者（在留カードに切替）

永住者	16歳未満	2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
	16歳以上	2015年7月8日まで
上記以外の方	16歳未満	在留期間の満了日、2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
	16歳以上	在留期間の満了日または2015年7月8日のいずれか早い日まで

申請先・お問合せ 札幌入国管理局函館港出張所 ☎41-6922

保育園等の利用について

4月から保育園・認定こども園（保育園機能分）を利用するための支給認定等申請の受付を行います。

受付期間

第1次選考受付 1月7日(水)～2月5日(木)

第2次選考受付 3月2日(月)～9日(月)

主な必要書類（詳細はお問合せください。）

保護者が保育を必要とすることを証明する書類

▷就労（月64時間以上）のため 在職証明書（父母ともに提出）

▷病気のため 保育を必要とすることが確認できる診断書の写し

▷求職活動のため 求職活動申立書（ハローワークカード等の写しを添付）

※ 26年1月2日以降市に転入した方は、平成26年度市町村民税課税証明書等が必要です。

受付場所・お問合せ

子ども企画課 ☎21-3270

恵山福祉課 ☎85-2335

南茅部福祉課 ☎25-6045

※ 湯川福祉課、亀田福祉課、各保育園・認定こども園でも申請書の提出ができます。

